

議第 3 1 号

王滝村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 7 年 3 月 3 1 日専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 0 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 月 日 承 認
王滝村議会議長 下 出 謙 介

専決第 3 号

王滝村国民健康保険税条例（昭和 41 年王滝村条例第 30 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日 専決処分

王 滝 村 長 越 原 道 廣

(別紙)

王滝村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

王滝村国民健康保険税条例（昭和41年王滝村条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5000円」を「30万5000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の王滝村国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

王滝村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

改正後	改正前
(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。	(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

改正後	改正前
(1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）。ただし、世帯主の申請によるものとし、村長が世帯主又は当該世帯主の属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化等により国民健康保険税の減額が適当でないと認めるときを除く。 ア～カ (略) 2・3 (略)	(1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）。ただし、世帯主の申請によるものとし、村長が世帯主又は当該世帯主の属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化等により国民健康保険税の減額が適当でないと認めるときを除く。 ア～カ (略) 2・3 (略)